

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社C営業所に採用され、タクシー乗務員として勤務していた。

請求人は、平成○年○月○日、タクシー運行業務中、左折しようとしていた車の後方で待機していたところ、後ろから来た車に追突され、負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、負傷当日、D病院に受診し「頸椎捻挫、両肩関節周囲炎（外傷）」（以下「本件傷病」という。）と診断され、自動車損害賠償責任保険から治療費等の給付を受けていたが、治療費については平成○年○月○日をもって症状固定（治ゆ）と判断され、給付を打ち切られた。なお、休業損害については同年○月○日に給付を打ち切られている。このため、請求人は、監督署長に、その後の療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は同年○月○日をもって治ゆしていることから、治ゆ後の請求であるとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は平成○年○月○日付けで平成○年○月○日から同月○日までについて休業補償給付を支給しない旨の処分を取

り消し、その余の部分に係る審査請求を棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が受傷した本件傷病が平成○年○月○日をもって治癒しているとして、同年○月○日以降の期間に係る療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法における「治癒」の概念は、傷病にかかる以前の状態に復したこと、すなわち、一般にいわれる「完治」あるいは「全快」の概念とは異なり、何らかの障害を残して症状固定の状態に至った場合をも含んでいると解されているところである。したがって、労災保険法に基づく療養補償給付の対象となるのは、医学的にみて、通常医療効果の期待できる場合に限られ、傷病の症状が固定した状態に至り、もはや症状改善のための効果的な治療が期待できなくなったときは、たとえ、身体に障害が残り、それに対しての対症療法が施行されていたとしても、当該傷病は「治った」ものとして、給付の対象外となるものであって、身体に障害が残存する場合には、その障害の程度に応じ、所定の障害補償がなされるものである。

(2) 上記の観点から本件の症状固定（治癒）の時期について検討すると、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「頸部痛、腰痛、両肩部痛の訴えあり。当院での診察（注：平成○年○月○日～同年○月○日）で○月以降症状に著明な悪化があったことは確認していない。」と述べ、治癒の時期を平成○年○月○日頃としている。

この点、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「診察・治療を行った時期（平成○年○月○日～平成○年○月○日）には症状の変化はなかったと思われます。治ゆ（症状固定）時期については分かりかねます。当院が治療を担当した時期以前ではないでしょうか。」と意見を述べている。さらに、G医師は、平成○年○月○日付けH病院あての診療情報提供書において、請求人の自覚症状は、前頸部痛及び左上肢のしびれで、他覚的には初診時から現在まで腱反射、MMTなど明らかな所見は認められない旨を記載し、H病院の診療録には、「筋萎縮もなく、反射もすべて正常。画像からすると多少あってもおかしくない上記異常も正常。」「日常生活動作は全く問題ない。」と記載されている。

以上の医学的見解を総合すると、当審査会としても、本件傷病の状態は、遅くとも平成○年○月○日の時点において、治療効果は認められず、既に症状は安定しており、症状固定（治ゆ）していたものと判断する。

- （３）請求人は、I病院で行った頸椎性神経根症、化膿性脊椎炎の診療行為は、本件傷病の治療の一環であり症状固定はしていないと述べているが、決定書理由第２の２の（１）のオに説示のとおり、頸椎性神経根症は椎間板の退行変性を基礎として、また、化膿性脊椎炎は医原性等の感染により発症するものであって、本件事故との因果関係は認められず、上記主張は当該症状固定の結論を左右するものではない。

なお、治ゆ認定ときに請求人は、頸部痛、腰部痛、両肩部痛の症状を訴えているが、これらに対しての治療内容は、マッサージや針であり、また、本件休業補償給付請求期間内に受診したJクリニックでの治療内容もブロック注射のみであって、これら治療内容は、痛み等の症状を一時的に緩和するための対症療法であることが認められる。

- ３ 以上のとおりであるから、請求人が受傷した本件傷病は、平成○年○月○日をもって治ゆしたと判断するのが妥当であって、したがって、同月○日を治ゆ日とした監督署長の判断は誤りであるが、この旨を指摘した審査官の決定により、監督署長は本件傷病の治ゆ日を修正し、請求人には同月○日から同月○日までの間の休業補償給付を追加支給しており、既に是正済みであることから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。